

昭和三十六年四月臨時
四日市市議会議録目次

四月十四日(金)	ページ
旧富洲原中学校校舎に関する訴訟について	六
上程一提案理由説明	九
質疑	九
表決	四八

昭和三十六年四月十四日市議會議事速記録

○昭和三十六年四月十四日(金曜日)午前十時七分開会

○出席議員(三十六名)

高	早	大	池	荒	鈴	平	谷	伊	矢	山	内	野	馬	米
橋	川	谷	畑	木	木	野	口	藤	田	口	山	呂	嶋	田
伊	和	喜	佐	武	敏	太	專	太	繁	信	弥	幸	温	好
祐	一	正	太	治	郎	七	九	郎	郎	生	十	郎	知	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
														記

○市議会议務局（四名）

事務局長 市川善雄
 事務次長 菊地英也
 議事係長 川原田
 庶務係長 佐藤茂裕

○欠席議員（四名）

錦安吉君
 志積政一君
 日比義平君
 森田卯七君

小藤喜夫君
 藤谷祐一君
 山本三郎君
 中山忠勝君

伊藤權一君
 藤藤定男君
 伊藤泰一君
 伊藤宗一君
 生川平蔵君
 辻川定蔵君
 田村末松君
 田中忠一君
 山中一君
 柴田繁君
 永田巳側君
 橋詰興隆君
 服部昌弘君
 服部七平君
 笠田七衛君
 前川辰男君
 坂上長十郎君
 伊藤泰一君
 伊藤宗一君
 鈴木愛次君
 鈴木定男君
 加藤金一君
 伊藤權一君
 渡部權太郎君

四月臨時会議事日程
四月十四日(金) 午前十時開会

- 1 会期の決定について
2 議案才六八号上程……………議案説明……………質疑、討論、議決

○議長(山本三郎君) ただいまから臨時市議会を開会いたします。
本日の出欠議員数を報告いたします。出席者三十一名、欠席届出者一名、遅刻八名であります。
本臨時会の会議録署名者は山中議員と柴田議員にお願いすることにいたしますから御了承願います。
要求いたしておきました議事説明者の氏名はお手元に配布いたしました要求書写のとおりでありますから御了承を
お願いいたします。

昭和三十六年四月十日

四日市市議会議長

四日市市長 殿
四日市市教育委員会委員長

四月十四日開会の臨時市議会において議案その他議事に関し説明のため左記の者を出席せしめられたく要求します。

市 長 平 田 佐 短
記

助 役 二 官 力	助 役 庄 司 良 一	教 育 長 山 本 軍 一
収 入 役 川 崎 祐 男	総 務 課 長 喜 田 喜 重 郎	
総 務 部 長 林 義 男		
建 設 部 長 城 井 義 夫		
庶 務 課 長 平 井 清 三		
監 理 課 長 小 林 清		
嘱 託 杉 浦 西 太 郎		

○議長(山本三郎君) 暫時休憩いたします。

午前十時八分休憩

○議長(山本三郎君) 休憩前に引き続きまして臨時会を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会に諮りました結果、本日の議事日程はお手元に配布いたしました日程表のとおり御決定願
いましたので、そのように取り進めたいと思えますから御了承をお願いいたします。

午前十時三十二分再開

○議長(山本三郎君) これより本日の会議を開きます。

日程才一、会期の決定についてを議題といたします。
本臨時会の会期は本日一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日一日と決定いたしました。

○議長（山本三郎君） 次に、日程才二、議案才六十八号旧富洲原中学校校舎に関する訴訟についてを議題といたします。
議事進行上、議案の朗読はすべて標題のみにとどめ、他は省略させることにいたします。

〔川原田議事係長朗読〕

○議長（山本三郎君） 提案理由の説明を願います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま上程の議案才六十八号旧富洲原中学校校舎に関する訴訟について御説明を申し上げます。

いろいろ御心労をわずらわしております旧富洲原中学校校舎は、昭和三十一年の九月二十二日に現在の同中学校校舎を建設いたしました建築業者である株式会社高木組に取りこわしを条件といたしまして払い下げをいたしましたのでございます。昭和三十三年九月に新校舎が落成いたしました。同校が移転いたしました後、間もなく払い下げ建物のうち旧本館、小使室及び付属室等百五十五坪は同社によって取りこわし撤去されたのでございますが、他の校舎二棟五百二坪につきましては、撤去が遅延いたしましたので、市といたしましては、高木組に対しまして建物の

撤去方を再三督促していただいております。昭和三十三年九月にいたりましてもお撤去されませんので、同月二日督促状を内容証明をもって同社あてに送達いたしましたところ、当該建物は昭和三十三年十二月二十三日にお手元に配布いたしました資料の覚書の写に見られますとおり、昭和三十三年三月末日までに撤去することを条件といたしまして、株式会社高木組から市内の松原、誠名盛建氏に譲渡され、昭和三十三年一月十六日誠名氏名義に保存登記がなされ、同月二十七日に東海精糖株式会社に売買契約公正証書により所有権の移転がなされたことが判明いたしました。市といたしましては、昭和三十三年九月三十日及び十二月一日に繰り返し、当初の契約の相手方である株式会社高木組に対しまして文書をもって早急に撤去方を申し入れましたところ、十二月三日に至り同社は責任を深く感じ、一棟はすでに撤去を終り、他の一棟についても誠心誠意撤去について努力いたしており、近く撤去することができ旨の回答を受けたのであります。また、越えて翌年三月七日には、当該建物の移転先が川越村地内に定まり、移転搬入路も近々完了するので日ならず相違なく撤去に着手する運びになったから、いましばらく猶予されたい旨文書をおきましてはその仮校舎の選定に苦慮いたし、旧富洲原中学校校舎を使用したい旨を申し入れてまいりましたのでございます。本市といたしましては、同校舎はすでに払い下げをしておりますので、県と東海精糖株式会社との間でも了解がつくものならば、土地の使用については県に対し一カ年を限って認めることとし、協力いたしましたのでございます。その結果、県教育委員会は市の立会のもとに、東海精糖株式会社に対し旧中学校校舎を南高校仮校舎として使用するのを依頼し、快諾をえました。その際特に市側は、旧中学校校舎は、高校の本校舎完成移転後すみやかに撤去されるよう懇請いたしましたところ、幸いに同社の了承をえましたので、県教育委員会においては昭和三十四年四月から南高校仮校舎として使用いたしましたのでございます。

市は、東海精糖株式会社に対し前述のとおり申し入れていたにもかかわらず、同社は該建物を昭和三十五年十二月に職員住宅として改築を開始し、本年の二月二十八日には同建物の敷地を払い下げられたいとの申請をなし、さらに四月三日に至り当該建物の敷地に対し構築物の設置を申し出てきたのでございます。

以上、申し述べましたような次才でございます。本市は、東海精糖株式会社に対し旧富洲原中学校敷地の使用許可を与えたことはなく、また同社は当該建物の撤去の意思が全くないものと認められますので、公共財産保全のためやむをえず「旧富洲原中学校校舎に関する工事の差止め並びに居住等使用禁止の仮処分申請」を行ない、「同建物の収去土地明渡しに関する本訴」を提起することを決意いたし、ここに提案申し上げたのでございます。なお、本訴訟の遂行につきましては、訴訟代理人を選任いたしましたして、裁判上の行為を委任し、訴訟の進行に応じまして適切な方法をとりたいと存じます。

また訴訟費用は、一応既決予算内において立替え支払いをお認めいただき、後日追加予算として御審議をわずらわす所存でございます。

本件の今日に至りますまでの事務処理につきましては、遺憾のないよう努めてまいりましたのでござりますが、このような好ましからざる事態となりましたことを遺憾に存じ深くお詫び申し上げます。

なにとぞ、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午後零時三十七分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

議案才六十八号に対する理事者の提案理由の説明を聞き、これに対して現地視察を行なったのでありますが、本案に対しまして御質疑がありましたら御発言をお願いいたします。

○浜田弥平君 過日の協議会におきまして私が発言いたしました結果、問題になりました。私はあくまでも話し合いの中から解決なさるということを感じておりました結果が、市長さんの御提案の説明の中になりました。そのような姿にあらんとしておりますが、もともと私は発言に先立ちまして現地をつぶさに調査した結果でございましたが、本日皆さん方もともども現地を見ていただきまして姿がよくわかりになったと思っております。

そこで私は議会の私どもに与えられた権威をひとつ市民に知っていただきたい。申し上げることは、ここに四月の三日付ですか、市長さんの手元にまいりました書類ですね、いろいろといい分が書いてありますが、こういう理由は別にいたしました。その中に、末尾のほうにまいりますと、「右申述べました実情にも拘らずこの撤去問題を市議会に於ける盾として、政争の具」ということを書かれておりますと同時に、私どもが市民から選ばれて市民の財産を守っていくという気持ちをやや一部議員の圧力に理事者は屈したようなことを私はこの文句から感じとるわけでございますが、これもうけしからぬ。いかに金持ちが強いといえども、私も市民から与えられた監督権と申しますか、市民の要請にこたえられる、市民の財産はせめて議会と理事者が一体になって守っていかねばならない、この原則を侵すようなことばを私はいけません。こういうふしだらと申しますかあまり人をばかにしたような文句がここに並べられております。

なお、私のところにいろいろと伝えられるところによりますと、名前まで挙げて聞かされたわけでございますが、特に私と山口議員はこういうことについて大へんあくどいようなことを聞かされておるわけです。浜田議員や山口議

員はおらところをひとのみにして頭をなげるといふような意味のことを聞かされたりするわけですが、これはもう市長さんの御提案どおりに取り組んで決して、私は訴訟で四日市市が負けてもこれはもう負けたことにはならない、こう考えます。少なくとも私は、この前質問申し上げた中で、露骨には表現は私はよくできなかったわけですが、善良な四日市市の市民の前で、白昼ということばを使っても私は過言ではないと思うんです、堂々と市の管理の土地にあのようなおんぼろの建物を買い受けておきながら、過去の条件がずつと、この資料にいただきました文書の中にはいつか何がしか認められておる、認められておりながら、あの居ずわり戦法と申しますか、ああいうことを金のある人の力をもって市民を苦しめられることは私にはたえられない。これは市長さんのほうで思う存分おやりになることけっこうでございます。けっこう私は思います。しかし私はこの中にいろいろの問題が相手方から巷間伝えられておりますので、これら等は、もしこの訴訟中にそういうことで市が不利になりあるいは市長さんが不利になるような裏の心配はしていかなくてもええのかどうかということ、これも簡単でけっこうでございますので、市長からひとつお答えを願いたい。それはもろもろの問題がおそらく巷間伝えられておりますので、そういうことが相手は一つのものとしてお持ちになっておりはしないか、こういう懸念がありはしないかということ、少なくとも四日市市が個人を相手どって裁判沙汰にする以上、私は市として研究をしていていただきたい、かように思いますあまりまず質問の才一点を、そういう心配は絶対ないかどうかということ、理事者は一つお答え願いたい。

○市長（平田佐矩君） たいだいまの御質問の趣旨はこの訴訟を行ううて市にとって不利なことはなんにもないか、こういうような御趣旨でございましょうか、もうちよっとお尋ねさしていただきたいと思ひます。（浜田弥平君「その要領でお答え願いたい」と呼ぶ）

それにつきましては今日までいろいろの経過がございますが、この前の議会のときにこの問題が出まして、そのときに建ったままで入札に付するときには、いま建物を持っておる人から、もしお前さんが入札に参加しても落すことができなかったならば直ちに撤去するということにして、そうしてこれを入札に付したらどうかということが先般議会で問題になりました。これは前議会の田中さんのときでございましたが、そういうことを提案申し上げたことがありました。そのときにはやはりさら地にして入札すべきである、撤去せしむべきである、こういう御議論でございましたので、しごくごもっともな御意見でございますから、そのときには私は市長といたしましてはその御意見に従ってしりぞいたわけでございます。それから申しますと、お手元に差し上げました材料の中に、この撤去をせなければならぬ高木氏から識名氏に売る時にはこれはこちらに相談も何もなしにやったことでありましてもちろんこの当時には私は市役所には勤めておりませんでした、書類をたどっていきますと、撤去することを条件として相手に売っておるのでございますがその後識名氏から市役所に証明を求めております。その証明の書き方がどうもこれはふに落ちないということでございますが、そのときの経過を調べてみますと、係の者は教育長の指図によって書類をこしらえてそうして証明をやった、こう申しております。このことが、私はいま考えますと、一つの市役所のとり方としてミスがあったように、それが一つ起ってくるだろう、こういうことだけは予感せられます。これは申し上げておきます。そのほかには何もございません。

○浜田弥平君 いま市長から御答弁になりました、これは市長さんが助役当時のことで前議会の田中議員がこの問題について申された。この議事録を調査してみたのでありますが、非常に市長さんに申し上げにくいことなんでしょうが、いま巷間伝えられるといいますが、ことにこのことにつきましましてはこの川村精糖の土地をわれわれが筋を通して今日まで議会でこれを売却する方向に予算化までして、議決までしてきておりますことが中心で前回に私は質問申し上げたので、直接は私、お聞きしておりません、間接に、大へん申し上げにくいことですが、その後選挙

が行なわれております。市長さんが助役の当時のことでありまして、いまお答えになったことは助役当時のことであります。その後選挙が行なわれております。われわれも当然その選挙にパスをしてこの議場に入らせてもらってお一人でございますが、何しろそのころですね、公約とかいうようなものがあつかもあるかのように相手方から漏れ聞こえてくるわけでございますが、そういう心配が市長さんにはないかどうかということ、もう一回、大へん失礼なことをお聞きするようでございますが、お答えを願いたいと思えます。

○市長（平田佐矩君） ただいまのお話は市長としましては心外千万なこととございまして、いやしくも市政の掌にたずさわっておる者がさようなことは絶対にございませぬ。また特に選挙云々のことに至ってはこれは論外の沙汰であります。まことに失礼な話でありますけれども、私のいたしましたときの選挙の状況というものは決してさような不浄な力をお借りして選挙いたしましたのではありません。私は皆さんに訴えて、自分の政策を訴えてやったのでありまして、そういうことは絶対にございませぬ。それは御心配いらぬと私は思います。

○浜田弥平君 事が私の発言から発したこととございまして、私も大へん責任を感じております。しかしどのよう責任を感じてもやはり議員として大へんお尋ねしにくいことをお聞きしていかないと、私も対外的にこれから発言もできませんので十分に市長さんの意のあるところをお聞かせ願いました。しかしいままで私どもの間接に耳にするところによりますと、私はこの前発言申し上げたときにも、これはもう大へん失礼な話になります。失礼でもついでにはっきり申し上げておきたいと思うんです。あのような姿の方が四日市市民の一員におみえになることは非常になげかわしいことである。もうこら普通の、直接部長さんにも申し上げたのであります。少なくとも

といたしておられるかもしれませんが、そこらの人で道のすみっこをのっとしておるボテ屋がやるかあるいはチンピラの親分連中がやるようなことを少なくとも四日市市の商工会議所の副会頭をなすっておるこの精糖の

会社のお方がやられる措置ではないと、私はあの発言の前日、一人ではちよつと物足りなくて公務で非常に多忙な副議長をひっぱり出して現地を調査した結果がこの前の発言になったわけでありまして、もう普通のなんといえますか私は法律でさばっていたことは、これは道義の一番最低、道義の一番最低が法律になってくるのではないかと、まあ自分は考えております。しかし道義の最低も守られないような人に対しては四日市市としてはいまの市長の御提案どおりに、もう勝っても負けても私には市がこの訴訟で決定的に負けても、あのようなことは市民は決して四日市市が負けたと私は思ってくれないと思う。しかし私どもが十分この議場で発言をしていかないと、なれあいでもやら、これは二つに一つですから、裁判ということではすね、どちらかが勝てば片一方は負けんならぬのですから、十分私は発言をさしてもらっておきたいと思っております。ぜひひとつ特にお願ひし、弁護士の方にもあれして、四日市市が負けるような安っぽい弁護士を頼んでもらっては困る。どうしても勝ってもらわないと、将来において市民の財産を守っていくことができない。ぜひひとつこれは十二分にすね、検討を加えていただいて四日市市にもどるよう、当然もどすべきものであります。まあ市民感情から、私どもが個人感情を丸出しにしますと、金のあるやつがある、あいうことをやってええのであれば、わしも松明もっていつて燃やしてやろうかというような気持ちになってしまいます。極端な気の短いやつはすね。晩に火事になってこら私にかぶるかも知れぬ、私は決してそういうことはやるつもりではおりませんが、市民の中にはおそらくそういう感情の人がたくさんおみえになると思っております。金持ちであるから市の土地をのっとして、そうしてもう道義も守れない、道義の一番最低の、国の機関の裁判所のお世話にならなければこの話に応じないというようなことはね、私は決して好んだことではございませぬが、そこで最終的に私は市長がいま提案なすっておられることに對しては全面的に賛成をいたします。裁判にかけられることは私は賛成をいたしますが、ここでもう一步私は譲りたいと思えます。

私の考え方を申し上げますと、私の発言からこのようになってしまつて大へん責任も感じますのと、相手は少なくとも大四日市市の商工会議所の副会頭さんなんです。こらまあ兄弟関係になりますとこの文書の中にも副会頭の杜長さんからこの人に全面的に委嘱される文書までとられて、事をなさんがためにやられておるかのようには受け取ったのでございますが、少なくとも四日市市が正規な、もう一步どなたかに入つてもらつて正規な話し合いがつかないものか、これだけを、こらもう方法はいかようにも多種多様にあらうかと思ひますが、この面の一つです、市長さんのいま提案なすつております裁判にかけようという問題も、最悪の場合は私はこれは絶対に支持をいたしますが、市の将来を考えると同時に、相手も四日市市の商工会議所の副会頭をなすつてみえる方の系統の会社の施設でもございますので、もう一步私は発言をやわらげて、できることならばですね、市長特に議長さんは商工会議所の副会頭さんでございますので、政治的に、こういう道義の最低のですね、もう道義を捨ててしまわないことには裁判所にお世話になれないわけでございますので、もう一步、まあ市は議会の発言によつてこういうこともあるが君のほうはどのようにおとなしづくでのくわけにいかないのか。おそらく私も予算化した以上はどのような措置をとられるか。これはまあ理事者があるいは予算以上に、予算以下になりますと大へんなことになりますのと、議決した当時と非常に事情が交つておりますのでこういうことも含めて私は重ねて市長さん並びにわれわれの議長に、もうそれもつかない場合はこの案を、全面的に私は市長の提案を御支持を申し上げますが、もう一步四日市市がですね、私は二人ですもう取るのでから、こらどちらかが砂ついで負けなければならぬ、そういうことを考えますとですね、相手ももうなんといたしますか。でなくして、ひとつ四日市市の商工会議所の副会頭という着物に着かえてもらつてお話し合いができないものかどうか、これだけをいまここで、相手方のあることとございますので市長あるいは議長にこの回答を求めようとは思いません。最悪の場合には市長の提案を御支持申し上げますが、それ

でにもう一步政治的にです、御兩人のお気持ちの中にひとつ私の意見も取り入れてもらつた上で、私はこのお方もいままではよそ村のお方であると考えておりましたが、お聞きするところによりますとこの中にも一応、市民というよなことも書かれております。少なくとも四日市市はこらもう百も百二十も勝つてもらわれないことには市民に対して困りますが、四日市市が勝つてみたところで、相手方は四日市市民であり而も四日市市の商工会議所の重要なポストにおられる方でもあることでありますので、われわれを、吹けば飛ぶような市民を相手にすると、将来に対してもある程度、いまもう一回ですね、くどいように申し上げますが、政治的に何かわれわれも納得できて市民も納得できる、今日まで助役さんも大へん御苦勞願つたことをうちわでもお聞きしておりますし、重ね重ねの、この長年にわたつての文書のやりとりも資料をいただきましてよくわかつておりますが、四日市市がですね、四日市市というきれいな姿で今日まで交渉をしてきておられたと思ひます。相手にもう一步ですね、ここでもうこんな兄弟とか弟とかいうことでなくして商工会議所の副会頭に一べんもどつてもらつて話をする道が残つておりはしないかどうかというこれだけ、私は自分の発言から起つた問題でございますので、できえたらならばもう一回相手に紳士になつてもらつて朝鮮人でなくして川村さんにおこられるかもわかりませんが、いまの姿見でまいりますと、皆さんも御承知であらうと思う。私は議員個人としてですね、議員個人々々の皆さんお怒りの点があると思ひます。この文書の中にもですね、私も市民の財産を守るのに発言できない、こういうことをいわれると、一部の議員のですね、威圧とかなんとかいうことをここに書かれておりますが、こういう問題をこういう問題でわれわれ一べん議員がどうされるかよく聞き、検討してもらえらばして、これはこれで私も別の角度で申し入れ等は議長を通じて私はお願いをしたいと考えておりますが、少なくとも四日市市が裁判を起す前に、法律の前にもう一步着物を一枚着かえていただいで道義というものが残つておるのではないかという感もいたしますので、これだけをつけ加えまして、私はこれで話を進

めていただいて、どうしてもどうにもならない、やっぱり依然として、

の者が道路の一角を占領し

ておるような姿であれば、四日市市民もこういうことの案に対して私は賛成をしてくれと思います。これだけを私は申し上げまして、もう何回も繰り返して申し上げたいのでありますが、ややこの前と同時に、そういう問題については少なくとも悪い血が私の体にめぐっておきますので表現がうまくできません。やや興奮気味でありますので表現はうまくできませんが、少なくとも四日市市がこういう裁判沙汰を市民を相手とってやる以上、当然これはやっ下さいといつて私はむちを打つ一人であります、その前にひとつ市長並びに議長等、政治手腕があれば政治手腕によって市民の納得のできるような方法を見出されるならば見出していただきたいということを条件に原案を賛成を申し上げておきたいと思えます。

○前川辰男君 三点質問します。

まずこの校舎の改築に伴う跡の敷地の問題につきまして確認をしておきたいのですが、これは売却をしてそうして市の歳入に入れる、こういうように議決されたと解釈してよろしいかどうかということが一つ。

それから才二番目としまして、この経過報告を拝見しまして感じるんですが、南高校の新築移転完了が九月になった、それからその後十二月に改築を開始したというふうに出ておりますし、また私どもがここで、議会で取り上げるようになったのはたしか三月の議会直前ぐらいだったと思うんですが、それまでの間にどのような措置をされたかということが才二点。

それから才三点としまして、このかりに提訴をした場合に、きょうも見てまいったわけですが、あの土地がかなり広く西のほうにあいておるのです。あれ全体を含めて完了するまでそのままにされておくのか、あるいは別の方法で何か考えておられるのか、その三つをお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、実は浜田議員にお願いしたいわけですが、先ほどのお話の中に「朝鮮人云々」ということは出てまいったわけですが、これはちよつと、浜田議員のいわれることはよくわかるわけですが、正式の議会におきまして誤解を受ける恐れもあると思われしますので、できたら取り消しを願いたいと思えます。

以上であります。

○浜田弥平君 私のことは、表現がまずければ取り消さしていただいてもけっこうして、やぶさかではないんでありますが、かような例を挙げて、例がございしますので、これは一例で申し上げておりますので私は取り消さなくても、こういう例が現実にありますから、道路の一角をのつとって、また何回も立ちのきを要求してもですね、あえてそのことばが悪ければ私は取り消します。しかしあの道路のですね、県や市の道路をのつとってのかない人の例を挙げて申し上げたので、相手から具体的に御質問があればそれを具体的に私は釈明できると思っています。しかしいろいろほかの面で私のその例を挙げたことが将来いろいろの障害になるといふことであれば私は取り消します。

いま私の表現は興奮しておりますので例を挙げて申し上げましたその朝鮮人の人たちがのんとおるようなといふことは議事録からひとつ抹消していただきたいと思えます。

○議長（山本三郎君） ただいま浜田議員の発言がありましたので取り消しの線を申されておりますので、了承いたしました御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山本三郎君） それでは了承することにいたします。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 前川議員さんの三点の御質問に対して簡単にお答えいたします。

才一点の土地を売却して、いわゆる歳入として予算化したときの考え方、この問題は昭和三十三年の十二月の市議会におきまして富洲原中学校の管理棟の建築費の財源の一部として現在の八百六十坪のあの土地を坪五千円と判断しまして四百三十万円の歳入を財源として考えております。そういう状況でございます。

それから才二点としての南高等学校が九月に、現在使用しとります新校舎に移転した後から三月に至るまでの市のとった処置、こういう点だと思えますがそれでよろしいですね。(前川辰男君うなずく)

これは市長の説明にもる申し上げておりますように南高等学校に土地、建物については市は関係のないものとして考えておりましたのですが、土地を使用させるということにつきましては、一応協議会の御了承をえてあのような処置をいたしておりましたのですが、そのときに建物は高等学校が移りましたら取りこわしていただくということをはっきり申し上げまして東海精糖株式会社も了承されたものとして処置をしておりますので、そこに、十二月の改築をいたす時期のときには取りこわせられるものとわれわれは判断して、大工さんが入り人夫が入ってなぶっておる。これはありがたい、こわしていただける、こういう判断をいたしておりました。ところが一月になり、その状況をつぶさに出張所われわれも見にまいりまして、私の判断といたしましたしては、これは取りこわす状況やなくて今日に、なるような状況の手入れをしておる、こう判断いたしましたので上司に報告いたしましたして、私自身が一月の十六日に東海精糖へまいりまして、常務取締役の川村賢治さんしかおいでになりませんでしたので、お目にかかってこういう不法な、市の土地の上にあなたの建物であるかないか別として、あのものを市になんのごあいさつもなくてなぶるということとは不当である、だから即日工事をやめてもらいたい、その上でお話を、御相談があったら申し出ていただきたい、こういう申し入れをいたしました。その後、えらい私事にわたっておそれ入りますが、ちよつと家庭の不幸もあって一週間ばかり休んでおりまして、もう二日ほど工事を休んでおるということを聞きましたが、依然として変

りがないという状況でございましたから、上司に報告いたしましたして、われわれ事務屋といたしましてできる範囲のこととはこういう申し入れをいたし、それをこんどは実際実施することになりますと、そういう力を持っておりませんので、上司のほうで御処理をいただきたい、こういうふうにいたしましたして二宮助役さんが御担当いただくような段階になりましたその後の状況は先ごろの議会でも二宮助役から報告を申し上げておるような状況でございます。

それから才三点といたしまして、あの土地についての考え方は、かりにあればあれとしましてもあいとる土地なんかについてはどういうふうに市は考えておるか、こういうお尋ねだと私は聞きました、それでよろしいですか、あの土地の使用についてはどう考えておるか。(前川辰男君「いいですわ、お答えください」と呼ぶ) いや、それはよろしいですが、あなたのお尋ねの趣旨はですね、才三点は私、念を押してお答えしたいと思うんですが、あの建物を取りのぞこうが、かりに現状のままであろうが、とにかくそういうことは抜きにして、あの富洲原中学校の敷地というものについて、あの敷地をどういうふうに考えておるか：(前川辰男君「まあそういうことでけっこうです。もうちよつとこまかくいえば全体を一つとして見るかあるいはそれを分割して見るかということも含めてですね」と呼ぶ)

分割して考えるというようなことは本日の提案では考えておりません。ですからその問題はお答えする必要がない、こういうふうに判断しております。

それから一括して考える場合につきましては、これは昭和三十三年九月の定例会だったと覚えておりますが、先ほど来お話が出ておりました田中藤議員の質問に対していろいろ市の当事者のお答えをし、それに関連しまして皆様の方からいわゆる才一点でお答えしましたように土地を売却して市の歳入にあてるといふ売却方法はさら地として公売に付すべきである、こういう点は議決と申しますか、いわゆる理事者、市議会一体の市の態度だ、こういう

ふうに確信をいたしておりますが、ところがその後地域の方の御要望などもあり、現況におきましてはすぐそれを公売に付してしまいか、あるいは皆さんに再度お諮りいたしました工業用水あるいは地域の方の御要望のような活用をいたすかということにつきましては、これはこんどの問題でありまして、現在の段階といたしましては公売に付するということふうに考えております。こんどそういうことを市として考えましたときには、議会の御了承、御協議をへて決定させていただく、こういう態度でございます。

○前川辰男君　まあいままのお答え並びに浜田議員のいわれた趣旨等も勘案してみれば、つまり一言でいえば浜田議員のおっしゃったように市民に迷惑をかけない、こういうことになると思うんです。そういう見地から見た場合に、公売というのが一番公平な方法として公売という意見も出されたと思えますし、また財源の一部にあてるといっても同じことだと思えます。まあそれにつきまして提訴すれば、おそらく向うも、いままでもが見ましても才三者が見てもおかしいじゃないかと思われるようなことをあえてしておることには、それ相当の常識じゃなしに法的な根拠等もあってやっておるように推測できるわけです。そうすれば、考えられることはそう簡単には解決しないんじゃないかと思えるわけです。そうなりますと、最初の市民に迷惑をかけないという趣旨が結果的には非常に長い歳月をかけて、また市の費用をつぎ込んで一つの結果が出てもそれらの日時と精力並びに費用というものを見た場合には非常に大きなマイナスが出るということも考えられるんじゃないかと思われのです。それでまあ私は分割というふうなことを一応、私は聞いてみたのです。あの西側の何百坪という土地があげられたまま放っておかれる。地元の要望あるいは校舎の新築の費用にあてるといふふうなことも死んでしまうということもあるわけです。

それからもう一つ、きょう現地を見まして気がついたことですが、九月に南高校の移転が完了すれば、当然あの土地は市有地ですから、それに対して適切なたとえばさくを張るとか立ち入りを禁止するとかというふうな措置がとられたのではないかと思われしますが、どうも見てみますと、あの改築をやっておる、材料の置場になっておたり十分な足場になっておるような点が見受けられるわけです。そういう点を判断していきますと、結果的にいえばやはり市長が一番最後にいっておられるようにそういう好ましからざることになったということをおわびするということで市としても一応、これに対する措置の仕方について柔軟的な考え方を持てないものかと思つて再度質問するわけです。その点お答え願いたいと思います。

○市長(平田佐矩君)　ただいま土地の分割をしてはどうかという御意見でございますが、土地の処分につきましてはすでに議決いただいております。いまの立場からいきますれば、これは当然公売に付すべきことであります。そのコースの上のっております。ただその当時とは非常にその趣きが違ふ、市の情勢が違いますから、あるいは市のために有効なことであれば理事者側から御提案申し上げてこいうふうにもさしていただいたらどうであろうかということをお願いする場合がありますし、また議会側から御提案をいただく場合もあると思つておりますし、また現に地元からはこれはなるべく幼稚園を作ってくれとか繁華街を作ってくれ、あるいは縦の道路を作らなければならぬときにかえ地にほしいから、こんな地は再びえられないから地元に残しておいてほしいという御要望も現に総務委員会のほうで御受理になっていろいろ御審議になっていただいております。そういうことを予想して考える問題につきましてはこれは別個の、こんどの事件と別個に考えさせていただきます。そういうことを予想して考えるわけにいかない。ただ先般、議会におかれまして市の理事者は市の財産を保全する能力がない、というお叱りを受けたんであります。これはもう実に恐縮したのであります。従いまして本問題につきましては今日まで理事者といいたしましては内外の情勢もよく勘案し、また今日まで経過をしてきておる情勢につきましても十分検討を加えましてなにか打開の方法を見つけて八方手を尽したのでございまして、実は私といたしましてもきわめて個人的な立場に立っ

て川村精糖の重役さんの諸公にお目にかかりまして、そうしてなんと申しましても市の土地でありまして、そこにど
んどんこういうことをなさるといふことは、これは非常に私はまずいことであると思う。これはせひおやめになっ
ていただきたいし、またかねて学校に貸していただいたこともあるんでございますけれども、今日の三重県の名門、川
村家としてはそれくらいのことをしていただくのは市民は当然だと思っておる。だからそういうことを恩に着せない
で、これはやはりきれいに撤去してやってほしい、なぜならばそういう事由によって土地を相手方に払い下げてお
るのであるといふこともよく申し上げ、将来こういふことについて糾争を起すことは市としては実に遺憾にたえない
といふことを申し上げたんであります。重役さんにおかれましても多分にその御意見に御賛同を願った方もありま
すが、どうしても処分できない、こういうことでござりまするので、これは人をかえてお願いしたほうが円満にい
くだろうと考えまして、私は二宮助役にこのことを依頼いたしました。命令をいたしまして爾来二宮助役は熱心にや
つてこられたのでございますが、先般の議会でお叱りを受けました当時と考えますと実に恐縮にたえないので、そ
の後二宮助役が誠意をもってお話ししておるのでございますが、それにもかかわりませず、今日ごらんになつたよう
な姿のところまで御改築に相なるといふことになりまするといふと、まことに市長といたしましては、これはもうや
むをえず提訴いたすよりはかに市の財産を保全する方法なしといふことに考えましたので、市といたしましては少
でもそういうような訴訟といふようなことは好みません。特に私といたしましてはいつも申し上げておりますように
和をもって尊しと考えていきたいといふ信念に燃えておりますので、私はあくまでも話し合いを続けさせていただ
きたいんであります。せつかく二宮助役がお話ししておいでになる最中に、なおかつあのことがどんどん行なわれ
ていきます状態から見ますと、いかな市長といたしましても和をもって尊しとするといふことを信条といたして
おりますけれども、やむをえず訴訟せざるをえないところに相なりましたのでございまして、一たん市長がこうい

ことをお願いいたしました以上は、このことにつきましての対策については議会のほうで十分御留意、御討議をいた
だくなりしていただきましたしまして御善処を願いたいと、とう思うんでございます。

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続き続きまして会議を開きます。

前川議員。

○前川辰男君 最近における理事者の努力につきましては了といたしますが、先ほどの市長の答弁を聞きますとい
うと、財産の保全に対して能力がないといわれたといふふうなことをいわれましたね、それから、まあそれを聞いてお
りますといふと、何かそういうような議会からの問題提起があったので現在努力しておるといふふうな印象を受け
わけですが、それは大へん残念に思うわけです。先ほども申し上げましたようにやはり市民のためにやっていた
のですから、市民に迷惑のかからないように十分に御留意願って、いたずらにただ法的な措置がこうだといふよう
な問題とかあるいは考え等にとらわれずにこの措置をお願いしたと思うわけです。まあそのことにつきましては私、前
に申し上げましたから省略いたしますが、それだけ要望しておきたいと思ひます。

○大谷喜正君 本問題はいろいろと現段階においての複雑な情勢に立ち入ったまでの過去を反省しておる必要も大き
な考え方の一つではないか。と申しますことは、市があつた建物を才一者である高木組に売り渡した。その買い受けた
高木組が直接自分の手によって解体して他に転売するとか自分が使用するとかいう手を打たずして才二者である識名

盛建氏にこれを建ったままで売却されると。もちろん契約の内容によれば解体ということは当然の条件ではあります。が、識名盛建氏その人の事業の内容あるいは身分いかなんか点を考えてみるときに、才三者へこれを転売しようという心組みは常識的に判断できるわけでございます。この参考資料の内容を見て、高木組から市のほうに回答している文面の中にも明らかに識名氏に対する不満の文字が表われているわけです。それがどうしたものか、いずれにしても市長の公職印を使った、内容は若干疑問の余地がありますけれども、標題は評価証明というものが出ておる。この評価証明が出てきたことについてはただいまの市長には直接責任がなくして、あるいは退職された関係者の方にその責任はあろうと思えますけれども、市長は率直にミスといえればこれが大きなミスであった、こういうことをお認めにならう。私がお尋ねしたいのは二点あるわけですが、前任者の方がおやりになったといってもやはり市の市長印を使って評価証明を発行されたそのときの事情、いきさつあるいは関係資料、そういう点について才一点としてお尋ね申し上げたい、こう思うわけです。

次に、才二点といたしましては昭和三十五年の三月十四日付で東海精糖から四日市市長あてに内容証明の郵便物でもって評価証明の発行方を依頼している。これに対して市のほうは、過般、三月の定例会で私がお尋ねしたときにもたしか税務課長と記憶いたしますが、御答弁では返事を出されなかった。この理由は明らかにされておりますが、いづれにしても返事を出されなかったの、さらに一週間をへた三月二十一日付で再度これが発行方の催告書まで出てくる。こういう評価証明が二回にわたって市のほうに発行方を要求されているのにもかかわらず評価証明を発行するということは、当然できえないことはよくわかるんですが、いかなければいけないということもこのときにもはっきりと回答すべきである。問題に私は多少の手ぬかりがあったのではないか、こう思うわけです。問題がいろいろ加味されて返事をちゅうちよせられたらうとは推察できますけれども、いいものはいい、いけないものはいけない。厳

格にいえばこの点についても私は市のほうにおいて若干手落ちがあったことは率直に認められるのではないかとこう思うわけです。

才三番目には、去る本会議の席上で二宮助役はまことに悲そうなお気持ちでもって相手方の東海精糖に対しては十分自信をもって話し合いによって解決をしたい、こういう御答弁がなされ、またそのように実行されたことは本日の御報告にもあるわけですが、先ほど浜田議員と並びに前川議員も述べられているように、そういう話し合いの熱意といたしまして少し内容の具体的な御報告をわずらわしい、こう思っておるわけです。

最後に私は、まあ法律的なことは深い知識を持っておりませんが、今回、提訴するという御提案などございますが、先ほどまあ浜田議員がやや感情的なお気持ちから負けたって笑われないうるか、あるいはやむをえないというとかというおことばも出ていたのですが、私はこういうような措置をとるためには百分の百まで勝てる裁判でないという意味がないと思うんです。あまり感情やいたずらな問題を引き起こすことが市のするべき仕事ではない。十分に慎重に考えてやってもらわなくてはならない。そこで市長の出された評価証明によって識名盛建氏が保存登記せられたその保存登記を唯一の手がかりにして東海精糖がこれを買受けた、こういう段階を振り返ってみるときに、市はどういうような方法でもってこの裁判の糸口を見出しつかれようとするのか、その辺のお考え方の御構想があればお漏らし願いたい。

〔市長（平田佐短君）登壇〕

○市長（平田佐短君） 私から答弁をさせていただきますと存じますのは、たとえば自分の前任者の人のことであってもこれは市長の責任でいろいろやらなければならぬのでございますからいたします。従いましてこのときの証明状態を見ますというと、これはその市長自身が判を押したのではございませんので、やはり係の者の権限で押せる

程度のものでございます。それをやっておるといふところにはなはだ遺憾なことがあるのでございますが、それを見ますといふと、建物評価証明というものが出ておる。その書いた手順をいたしましたのによりますと、染川さんがそのときの教育長であつて課長は不在になつており、係長が高木になつており係が高橋君になつておるのでございますが、どうもこういう証明を書くに至つた経路が非常に不明朗と私は考えます。なぜならば、あの建物というものはお前ところへ下請けにやるからだからこんどの建築は幾らで請負うか、これは建物ができたらすぐに取りこわしてしまへ、はい承知いたしました、こういう契約なんです。そんなものを評価するということが市には義務がない、それをしどる。はやそこにちよつとおかしい。それから証明をして間もなくこんどはそれを売つて、間もなくそれがこんどはまた会社のものになつておる。その時間的なようすを見ますといふと、昭和三十一年の十二月十二日の日に撤去を条件つきで高木氏のほうから隣名氏のほうへ売却しておる。そうして翌年でございませうか、三十三年の一月十三日でございませうね、一月十三日に隣名さんの建物の評価の証明ができておる。そうしてその同じ十六日にこんどは保存登記がなされておる。同じ月のまた二十七日の日に隣名さんから東海精糖へ売却があつた。この間が時間的に非常に短かいんでございませうね。こういう証明を書けといふことの考え方が、命令しておるのが染川さんで、なくないられるものだから雲をつかむような話になつてしまいました。その後私もよく係の者を呼んで、これがスタートしたときにおいて向こうさんの手がかりになつた一つの大きな書類であるので非常に重要視していろいろ自分自身でも調べてみましたのですが、どうもそこが少し合点がいけないような節があるんでございませうが、しかしこれはもうそのときの起案した者の話によると、どうも単純な話で、証明してきてくれといふたから、私のほうではできないからといふて染川さんに聞いたらこういうふうにしてやれとおっしゃつたからそのとおりに書類をもどしてこれに判こを押して、そうしてこれをしてやつたといふんですが、このときにはその証明書の判を押すといふのは関係

係の者が、庶務課かどつかで押すんでございます。従いまして吉田勝太郎市長のところへはその書類はいく性質のものじゃないんでございますが、その程度でやれることなんです。それでやちやつたところいうことなんです。非常にそこにその申しわけない点があると思つてございませうが、しかしこういうものがだいたいという高木さんにしてしまつたほうが都合よかつたから売られたのだらうと思つてございませうが、高木さんにしてみれば自分がこわしてしまつたなきやならぬという義務があるわけなんです。しかし相手方もこういうふうにしてここに書いてありますように必ずこわすといふたんだからお売りになつた、こういうことですが、お売りになつたときに相手の会社の方がそういう条件を知つておつた知らぬかといふと、どうも知らなかつた、こうおっしゃつてみえるように私は聞き及んでおるのでございます。そうなるといふと、その書類の出たときが非常に残念だときよから思うと考えられます。これはべつに、私、非常に残念だと思つてすけれども、手の届かないところであつたことであるので、御推量を願ひたい。

〔 監理課長（小林清君） 登壇 〕

○監理課長（小林清君） 南高校の学校に使用しておりましたときに、税務のほうで評価証明を求められ、かつその評価証明を交付しなかつたことについて警告が出されておるんでございませうが、その間の当時考えましたこととまた評価証明を出さなかつたことについてお答え申し上げます。

評価証明の申請が出されましたが、これはかねてから立ちのきを要求して非常に困難をきわめた学校の校舎のことでありませう、それがおそらく東海精糖株式会社の方へ所有権を移転するために使用せられるであらうといふことを看取したわけでございます。それでこの評価証明を出したならば後日どうしても居ずわりのために非常な向こう

の有利な条件を与えてしまうということが考えられたことと、もう一つは学校の校舎に使用しておりましたので、教育のために使用しておるものについては税金を免除することができるといふ点もございまして課税をしておられない家屋であるから評価証明を出せません、そういう理由でお断りしたように記憶しております。それは電話で向こうの会社のほうへそういう意味のことを申し上げて評価証明を出さなかったように記憶しております。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 二月下旬以降の交渉の模様につきまして申し上げます。

まず交渉の態度であります。才一にあの問題の建物を撤去してもらうこと、ついで公売するというのが当初からの一貫した方針でありますので、これを旨としまして市長は数回会われまして懇願、懇請といいますが、懇請これとめたわけでありまして。しかしながらなかなか応ずる気配がありませんので、さらに私が命を受けましたので、私その後同じような撤去要求をいたしました。その際におきまして、不撤去によりまして市がいかに困っておるか、また不撤去が当初川村さんのとられた態度とは非常に違っております。一時三十三年の九月でありますか、ほとんど撤去するまでいってございました事情がありますので、それらの点を追及しまして、ぜひこの方針に従って撤去してほしいと、また不撤去によりまして世間からいかに東海精糖株式会社が不面目な見方をされておるかという点を述べましてわれわれの要求を入れていただくようお願いしたのであります。これに對しまして先方としましては交渉に應ずる態度なく、もっぱら産業開発上の見地から市としては川村精糖にそれらの土地についての労をとることが当然であるというような考え方で随意契約をもって払い下げてほしいと、その以外は全く訴訟のほか手がないというふうな態度でありました。日にちがたちましてもそれらの打開ができませんので、市長に報告しまして市長からそれでは特に自分が個人的に移転先の土地のあっせんをしようということになりまして、知人の方に特別のお願いをし

ましてこの土地を分譲するからそこに引越してもらえぬかという申し入れをしたわけでありまして。すなわち協力の申し出によるこの撤去を要求したわけでありまして。ところがそれらにつきましては私は向うの理解の足らぬ点を発見しましたので、特に説明に力を入れましたのは、先方は公共団体がいかんかして意思を決定して市が行為をするかということに對して非常に理解が足りませんでした。これらの説明をしまして市としましてはこれ以上の譲歩の余地があれば考えますけれども、譲歩の余地がないことであるからして、ぜひまげてひとつこの際お考えを改めていただきたい。もしそうでないときには法律的に見ますというふうな結果になりますというふうな訴訟によるところの将来考えられる状況など私が意見を述べまして、かような状況でありますから訴訟は避くべきであるということも力説して進めたんであります。この間に非常に日にちをついやしましたが、結局におきまして話に應じてもらえませんでしたので、ここで最後の決意をしなければならぬ段階に達したわけでありまして。しかしながらなお市長は争わずという本領を發揮しいいと考えましたので、あくまでもこれをどうすべきかということについて再考いたしました。問題となることは取りこわしをするということです。すなわち取りこわしは取りこわし技術者と建物の所有者とが同一人でなくなった現状におきましてはどうしても犠牲や損失を伴います。しかしわれわれの側は犠牲、損失に對してもどうも代償の必要がないという立場をとっております。先方はさような犠牲、損失は甘受するいわれがないという立場をとっております。この点におきまして長い月日が対立のまま過ぎたわけでありまして。そこで私としましてはこの際従来の方針を逸脱しまして、若干逸脱しましてでも考えるということが必要だと思っております。一つの試案を提供いたしました。それはあとになって聞きますという、市長さんが先に、三十三年九月ごろでありますか、議案に提案された問題と同じであります、市は公売を進めたいと思う、ついでにはこの障害となるこの建物をあななのほうが公売の際にもし落札しないときは一定の期間のうちに撤去しますという約束をしてください、こういう

ことです。すなわち当方は撤去の約束を要求して、撤去自体じゃない、撤去の約束を要求して公売をすること考えてみる。議会の御承認をうるように最善を尽して考えてみるからという公売の表明をしたわけです。これに對しましては問題の核心が撤去によるところの損害、犠牲という点になりまして、いわゆる唯物的な原因としましては七百七十九万四千円というものが買取並びに造作費用に使われておりますからして、その点から考えまして公売に對しましては予想したように先方から非常に応諾の意思を示めされました。しかし入手希望の見地から応諾されておりますけれども、撤去の約束に至りましては容易に甘んじてもらえませんので、この点におきまして非常に難じゅうをきわめました。それも月日とともにいくらか軟化されました訴訟を好まないという態度が出てきましたので、あるいはそれらの運びに至って皆さんに御報告の時期が来るんじゃないかということでも隠忍しまして、だいたい三月二十七日、市議会最終の日をもってこの話を打ち切るから、それまでにぜひ考慮願いたいというふうな申し入れをしておりましたが、その日に先方から訪問を受けましたが、ついに従前の立場に戻りまして、あくまでさようなことには調印できぬから従来お願いしておるように随意契約をしてほしい。その理由は従来とはいくらか変りまして高学校舎に借りたということ論拠とされまして、その際、市並びに市議会は川村さんの所有権を確認しているじゃないか、そうして借りておきながらさらにそれを立ちのけというのは非人情じゃないか、こんなふうなことを論拠とされまして随意契約を強硬に主張されました。なんら撤去並びにわれわれの処分に對しまして解決をうるることができないということがはっきりしたわけでありまして。

そこで、それがだいたい三月三十日ごろでありまして、三十一日の日に市長みずから現状をごらんになりまして、あまりなようすにあきれて最後の決意をされまして、訴訟的な方面につきましまして法律顧問の御意見を聞いて四月三日ごろ市長として最後の決意をいただきました。爾來資料などを文書によりましてよく整理しましてお手元にいま差し

上げています次才であります。

それらの事情に至りました点で特に皆さんに御注目をいただきたい点は、本日見ていただきましたようにこの財産はここ若干日を放置しておきますと入居されるという恐れがあります。これに對しましては処置をしなければ財産の管理はできないものと私は確信いたします。のみならずこれらの経過を通じていろいろ世間がわれわれの態度に對しまして注目をしておりますが、それらの動きを判断しますと、先ほど、市有財産のうち、たとえば市で住宅のようなものを払いさげております。それらの払いさげたものが、この問題がいかに処理されるかということで、思ったよりも非常に関心を持っておりまして、その処理の仕方がかような方面の財産管理の将来に影響するところ甚大なものがあると私は信じております。こういうような見地から訴訟もやむなしというようにおきめいただいたような次才でありますことを特に御賢察願いたいと思っております。

〔法律囑託（杉浦西太郎君）登壇〕

○法律囑託（杉浦西太郎君）……（聞きにくい、「大きな声で頼みますよ」と呼ぶ者あり）しかし事柄が多少デリケートになるかもしれませんので、公開の席上ですから、そういう点はほかしていかもしれませんから、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

訴訟の件が問題になっておりますので、本日は教育委員会の立場を離れた法律学的な立場でお話を申し上げます。本件の訴訟は家屋収去土地明け渡し、こういう訴訟になるわけでありまして、つまり市有地であるあの敷地に建っておる建物を取りのけてそれで現在建物の建っておる敷地を明け渡してくれこういう訴訟になるわけでありまして、その訴訟をいたしますには市のほうに所有権があるつまり市が地主であるという立場つまり市は自分の持つておる所有権に基づいてその所有権が他の川村精禧の所有に現在なっておる建物によって不法に占拠されておる。その不法の状

態を所有権の当然の権能として裁判所の力によってこれを取りのける、そうしてその敷地を確保することによって所有権の完全な回復をはかる、こういうのが訴訟の中心問題であります。従ってこの訴訟の勝つか負けるか、勝敗は、まず所有権のあることは間違いないわけでありますから、これを現に使っておる側においてその土地を使用する権利があるかないかということによって結論がきまるわけです。ということは、現在この建物を所有しておる側において市の使用についての許可、承認こういうことがなければその使用の状況は不法である。許可なくしてこれを使用しておる、まあこういうことになるわけであります。そういうことになりましたら、その実証がつかないという状態において相手方は訴訟に負ける、まあこういうことになってくるんだと私は考えております。

現在まで市のいろんな資料を見ましても、現在の所有者ということになっております東海精糖、あるいは登記法上の所有者に現在なっておりますところの誠名盛建氏その両方に対して市のほうから、あの学校の敷地を使用してもかまわない、あるいはまた使用関係についての契約、その土地使用の賃貸借契約が結ばれておるといふ事實はないようであります。使用の期間もあるいは地代をも市のほうでとっておるといふこともないようであります。ということになりますれば、いったいどういう権限に基づいて現在あの敷地を使っておるかということになってくるわけであります。資料によりますと、保存登記のある建物を買いとったのだから、おれのほうは権限があるというようなことになりませんかと思われる手紙の趣旨のようでございますけれども、保存登記ということと土地使用、有償で使用するか無償で使用するか、この区別はありますけれども、保存登記がある物を買えば必ず賃借権がついておる。あるいはまたこの使用についての許可状態が当然にくっついてくるものとは限らない、登記というものは自分の所有物であるということをお三者に對抗するための要件である。本件につきましてはこの建物が自分の所有物であるということをお三者に對抗するために登記をつける、保存登記をする、あるいは移転登記をするという関係に相なってくるわけでございます。その効力の及ぶ範囲はあくまでもその建物についてのみありうることで、その建物の建っておる敷地の使用関係については全然関係がないということをおあらかじめ御了承願いたいと思っております。もっともそのほかに建物保護法に関する法律という専門的なこともございまして、多少問題はあるかと思っておりますが、原則はいま申し上げたようなことで、この事件の結末というものは判断されなければならぬんじゃないかと私は考えております。

従って、先ほど来問題になっておりますところの評価証明というふうなことにつきましても、評価証明がなせいかと申しますと、保存登記とかあるいは移転登記をする場合には登録税の関係がございまして、その登録税は評価証明によって表示されたところの評価額によってはじき出される。十萬円の評価のものならば幾ら幾らの登録税を払わなければならぬ、そういう関係において評価証明ということが問題になると思っております。本件の場合について見ますと、先ほど来問題になりました例の染川さんが発行されたと申します評価証明、その内容を見てみますと、いわゆる評価証明ではなくて、これこれの建物を坪二千八百円で譲り渡したという証明書のようなものです。そうしますと、結局、あの場合には建物が学校の校舎でございますので、登記関係は未登記のほうでございます。未登記のものを初めて登記をする場合には保存登記ということになるわけでありまして、保存登記には新築の場合と従来存登記をする場合には、新築の場合には建築許可証とかあるいは竣工検査というふうな書類を申請書のほかにつけますとあつた男が実際に金を出して家を建てたのだなという、建物を所有するに至った経路がわかるわけでありまして、それでその男が、申請してきた者がその申請書をつけるということになれば、この人が金を払って家を建てたのだな、こういうことを当局のほうで認めて、そうして税金関係につきましてもいま申しましたような評価証明で登録税がき

まゝりますから、そのほかに登記の申請書、保存登記の申請書ということで初めて登記がなされるわけで、これに引きかえまして、従来から建物はあつたけれども登記ができてなかった、こういうものを新たに登記をする場合には、同じ保存登記ではありませんけれども、先ほどの建築許可証にかわるような所有権を立証するものとして証明書というつまり本件の場合で申しますと、市からだれだれが払いさげを受けたんだというような証明書があれば、市からこの人が買い受けた。所有権はこの人にあるんだということが立証されるわけでありますから、そういうものがこの場合にはいるわけなんです。染川さんが関係されたという評価証明というものが、この市から他人に譲り渡したのだというこの文言によってその譲渡関係が、所有権の移転関係が出ておりますし単価坪当り二千八百円ですか、ということとすぐ坪数がわかるわけであります。市のほうで二千八百円で譲った、払いさげたということになればこれが評価額ということは一応推定されると、こういう二つのものをかねそなえた、まことにたくまずしてたくみな書類を見ましたので、登記所もおそらくその趣旨を了として保存登記をしたのであろうと私はかんがえをおるわけです。これは私の推測ですから登記所の係官に聞いてみなければわかりませんが、通常そういうふうな書類を具備して登記所で受けつけて保存登記をするというのが通常の扱い方のようでございます。

まあそういうことで、この登記がなされておりますけれども、それはあくまでも建物の所有権が他人に移った、あるいは職名盛建氏の名義になったというだけのことでありまして、それに伴うところの、建つておる土地の使用権ということとはまた別個になってくるわけであります。ふつう地上権つきで売ったとか買ったとかよく申しますが、ふつうの場合でも世間ではさようなことを申しますけれども、法律的に申しますると、賃貸借関係はふつうの場合と違って、物の賃貸借と違ひまして信頼関係というものが相当の要素として入っておりますので、その人には貸したけれどもこんどこの人にはいやだというふうなこともある程度法律は認めております。建物、上屋を買つても地主のところへ行つて自分は借りたけれども引き続き私にも貸してもらえらるうかということを開い合せて、地主の承諾をえて初めて買うというのが、これがふつうの建物を買う場合のとるべき態度だとされておるわけです。それを、ただ登記簿上に名義が出ておるから買ったというのでは、さような特殊な場合もありますので、多少その辺に落度のようなことが考えられるのではなからうか、これも私の推測であります。

なお、私の申し上げたのはふつうの間違ひのない建物の話でありますけれども、たまたま私まあこういう議会有るといふことで法律顧問として出てこい、こういうことで夕べ実は本を見ておりました。判例をちよつと調べてみましたところ、かような事件は、そう先例はないのでありますけれども、それに非常に似かよつた判例がございますのでひとつ参考までに読み上げてみますので、審議の御参考にひとつしていただきたい。その判例は本件の建物と同じような取りこわしの目的をもって建物が売買された場合の判例であります。昭和二十五年の八月十八日の仙台地方裁判所の判例で読んでみますからお聞き願ひしたいと思います。

「取毀の目的を以て」、本件と同じようなことですね、「取毀の目的を以て建物が売却され且つ買主が敷地の使用権を有しないときは、該建物は法律上、建物として使用することができず、買主は単に其建築材料に付いての所有権を有するに過ぎないから、其物は既に土地の定着物たる性質を失ひ不動産でなくなつたといわなければならず従つて買主はその建物について所有権移転登記請求権を有しない」といふ判例であります。これを読んでおりました、この事件とピタリというふうにはいきませんけれども、非常によく似かよつた判例だと思ひましたので、御参考までにこのことを御報告申し上げて御審議の参考にいたしたいと思います。

簡単でございますけれども、以上申し上げて私の話を終りたいと思ひます。

なお、私はこの事件は教育委員会の多少関係もありたいしますので、私はこの事件については訴訟関係はタッチし

たしません。市のほうでしかるべき高名なる方に頼まれるように進言いたしておきます。誤解のないように一言、申し上げておきます。

○大谷喜正君 杉浦顧問弁護士から非常に明確な、しかも力強い説明を受けたのでありますが、これは法律の上からいっても道義的な上からいっても当然市が要求されておる結果を見るということは明らかでございまして、先ほども申し述べましたように、やはり向うには向うの考え方と理由というものがあつてありまして、その考え方の見解の差と申しましたようか、法律に対する認識の不足というものなのか、いずれにしてもこういうようなことになつて裁判の上で争うような、勝ち負けを決するという事態が起きたことは、勝つても負けてもきわめて遺憾な問題である。市長もまたこれを明確に認めていらっしゃる。

そこで、先ほど市長から一番当初、故人になられた染川教育長当時に起案されたことでありまして、一係のほうから出されたこの証明書なるものが本問題をここまでこじらすような導火線になつたということは、これはまあ率直にだれしも認められるところだと思つておられます。高木組の市長に対する回答の中にも述べられておりますが、いかなる手段を用いてか、所有権の保存登記をしてある。こういうようなことに関連して評価証明の出たその理由についてどういった高木組自身もそのように思つて、われわれもそう感ずるわけです。ただ出た結果をどう始末すればいいかというところでなくて、本件はいま理事者から提案されるような方向におそらくかと思つておられますが、こんども十二分に、公文書にもありますお考え方について、格段の御配慮と注意をわずらわしいことを特にこの際、要望するものがあります。

質問の才二点でお尋ねしましたのに対して監理課長から御答弁を願つたのでありますが、杉浦弁護士に再度お尋ねするわけですが、先方から筋の通らないことであつても東海精糖が内容証明の郵便物をもつて評価証明を市に発行するように求めてこられた。一週間たつて催告書をまた同様の方法によつて市に要求せられた。その返事はいま監理課長が述べられたとおり、当然でありますわれわれもそう考へるわけですから、いけなんだらいけないということを文書でもつて回答せなくてもいいのかわりか。これは民法上の問題か郵便法の問題か、その点よく専門的な知識がないのでわかりませんが、電話でことをすませていいものであるかないかということをご参考になりたいと思つておられます。先方は内容証明郵便によつてそれを請求しておる。その返事が電話でいいのかわりか。法的な解釈。

最後に、これもいろいろとくさいお尋ねの仕方かもしれませんが、建物の明け渡しを要求せられる今回の裁判が登記簿面においては誠名盛建氏の名前になつておるものと、実際は東海精糖のほうで建物をもち、あるいはそれに造作、改善を加えられておることは事実なんです、こういう場合に東海精糖のみを対象として提訴していいものかどうかということもあわせて御説明をわずらわしい。

〔法律囑託（杉浦西太郎君）登壇〕

○法律囑託（杉浦西太郎君） お答えいたします。

内容証明で尋ねてきたことに対して電話で回答していいか悪いか、あるいは返事しないでいいか悪いか、こういうお尋ねだつたと思つておられますが、その前に内容証明ということについて一応、御説明いたしたいと思います。おわかりだと思つておられますが、内容証明と申しますのは相手方に自分の意思を伝える一つの方法なんです。口頭でする場合あるいは電話でする場合、いろいろな場合がございまして、そのうちの郵便をもつて意思表示を相手方にする場合に該当するわけです。これは普通の郵便でやる場合、書留でやる場合、内容証明郵便でやる場合、こういう区別があるわけでございます。自分の意思を相手方に伝えるという点では普通の郵便物であろうと書留であろうと内容証明郵便であろうと、配達証明つきのものと同じこととあります。ただ効果の面で違つてくるわけです。と申しま

すのは葉書なり普通の郵便で相手方に意思表示をした場合、手紙を出した場合、あとになってたとえば訴訟になってからいついつかにこういう手紙をお前のところへ出してあるはずだがといった場合におれは知らぬと、そういうものを實際受け取っておりまして、おれはそういうものは受け取ったことがないのだ、こういうことを相手方からいわれるおそれがある。その控えでもあれば別ですけれども、そういう場合にその手紙、つまり意思表示が相手方に行っているということ、内容証明郵便の方法を用いますと、三通同文のものを作成いたしましたして、一通は控え、一通は相手方にまいります。いま一通は郵便局に保存されるということで、一番末尾のところはこの郵便はいついつか内容証明郵便をもって出したことを証明する、何々郵便局、こういう証明がございまして、それを裁判所なら裁判所へ出しますと、裁判所ではそういうものがあれば相手方が知らぬといってもこの手紙がついたということを一方的に認めてもらえらるという意味で普通郵便と違っておるわけなんです。普通よく知らない人は内容証明郵便が来ると裁判所から呼び出されるだとか訴訟が来たようなことで返事を出さないとこれはえらいことになるというふうにお思いになることがままあるようでございますが、さようなことでなくして、普通郵便が来たと同じ効果であります。ただあとで受け取らない、おれはそういうこと知らぬということができない仕組みの郵便が内容証明郵便、まあこういうものです。いまお話の川村精糖から内容証明郵便で評価証明を出せ、こういうことを市役所にいってまいっております。監理課のほうではそれに対して電話でもって返事をしたということなんです。返事の仕方、返事と申しますのは相手方の意思表示に対してこちらのそれに対応するところの意思表示を伝える、郵便でも内容証明郵便でもあるいはまた電話でも口頭でもいいのではなからうかと思っております。ただその扱い方の上において相手方が内容証明郵便で来ているのに電話でちょこちょこやるとはちょっと相手方をなめておるじゃないか、こういうふうな気持ちがあるかもしれません、しかし考えてみますと、内容証明郵便を出すということは、あとでなんらか手紙の内容を、場合によ

ってはなんらかの具にしよう、こういう意図が内容証明郵便の場合には必らずうかがえるわけです。市のほうでもおそらくそういうことも考えてこらまあえらいこっちゃ、かねての問題でもございまして、また同じそういうふうな内容証明郵便で返事を出すということになりますと、染川さんの例ではないですけどもまた問題を起しちゃいかぬのでおそらく簡易な方法をとられたのではないかと思っております。それといま一つ理由といたしまして課税関係のこともあるようでございます。それからまた、先ほど申し上げたようなこと、つまり取りこわしの目的をもって建物を売買されたとき云々とあの判例にございましたが、そういうことを御存じの上でそういう返事をされたのかどうか知りませんが、おそらく御存じなかったと思っておりますが、どうかそういうふうな感じを、監理課としては専門的な直接そういうことをやってみるので、おそらくそういうことが意識のどっかあってそういうふうな扱いをされたのじゃないか。だいたいそういうふうなことで、扱いの当、不当の問題は別でございまして、返事の仕方としては葉書であろうと電話であろうと口頭であろうと法律的には大して区別はございません。ただ扱いの方法としていいか悪いかという問題は別といたしまして。

それから先ほど、もう一つお尋ねの訴訟をするならばその当事者はどうするか、こういうことなんです、先ほど私、そのことも気がついておったんでございすけれども、どうかしらと思ひましてあえて触れなかったのであります。これは現在の登記簿上の所有者は識名盛建ということになっております。形式的な登記簿上の所有者にすぎない。実質的には現に改築の工事を進めておられ、さらに市のほうに対しても内容証明を出してみえるところの東海精糖がほんとうの所有者である。しかし法律上は所有者でなくて才三者的に見ますと事実上の占有者、こういうことにならんじやなからうかと思ひます。市のほうで依頼をされる弁護士の方がどういうような見解をもっておやりになるかしりませぬけれども、おそらくその兩名を共同被告とするような形において進められるのではないかというふうな気

がいたします。

それからいま一つ、先ほどちょっと最後に申し上げることを忘れたわけですが、いろいろの資料がございますが、相手方から来た資料、手紙がたくさんございます。しかしそこに書かれてあることが必ずしも真実でない、私はいろんな自己の意思を相手方に聞き入れても要求を貫徹するというためにはまま誇張したような方法がとられたりあるいは真実と違ったようなことも文書の上では出てまいるかもしれない。訴訟というものはそのときどきによって相手方の手法なりあるいはやり方によってその対策が時々刻々異なっております。この資料の中には出ておりませんが、また別個の新しい事実もないことかと思っております。最初から全部切り札を出してすっ裸で実はこうだといって出てくるということばかりでもないんじゃないか。内容証明というような方法でもっておやりになっているところを見ると、あるいは先のことを考えての動きが先方にあるのかもしれない。そういうことならばすべての切り札はまだ出ていないのじゃないかということも考えておく必要があるのじゃないか。直ちにこの訴訟が必らず勝つのだ、負けるのだということは現在のところではこんなふうにもなるだろうというて、あとは相手方の出方に対する応答なり証拠の出し方、やり方によって違ってくるかとも思います。さようなことでございますので、必らずしも私のいったことが思うとおりの間違いはないというわけでもございせんので、そういうこともお含みの上お聞きとり願いたいと思っております。

簡単でございませうけれどもお答えいたします。

○大谷喜正君 最後に簡単に市長のもう一度見解を承わっておきたいと思っております。法的な理由からいっても常識的に考えても道德的に考えても当然これは取りこわしていただくべき性格であるということははっきりしているわけです。しかしいままでの過程にも若干市としても動機を作ったというような理由もあるわけです。従って本日の議会の議論がどういふふうになるかは別にいたしまして、ただいま市長として裁判にかけるまでもなく、もう一度市長御自身が、先ほど浜田議員からもる説明されていたように、立場をかえた方であるとかあるいは市長御自身より御依頼するとかいふ方法によって本問題を提訴するまでもう一度お話をしてみる御意思があるかないかということをおきよと承わっておきたいと思っております。

○議長(山本三郎君) 暫時休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後三時三十分再開

○議長(山本三郎君) 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

大谷議員の答弁を願います。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいまの市長の御意向をお尋ねになりましたことは非常に重大なことであります。従いまして議員各位におかれましてもいろいろの御意見もあることと思っておりますので、そういうことを全部にお聞きとりにしていただいたのちにおきまして勘案させていただきたいと思っております。

○山口信生君 この問題につきまして皆さんが何べんとなく発言しておみえになりますので、山口としましては二度といわぬと思っておりますけれども、先ほど浜田議員からこの問題の一番の元兇は浜田と山口、浜田と山口ぐらゐのものならば手でもんでやってもしたもんだという発言がございましたので、私といたしましては一言いわざるをえぬ立場に追い込まれましたので、申し述べさせていただきます。もとの起りは私でございます。と申しますのは、

私が用件がありましたして須賀から帰りますときに、学校の改造をじゃんじゃんやっておりますのを見つけては、と思いましたが、たしか三十年か三十一年のときに田中議員の発言によって非常に議会が混乱したものでございます。それにもかかわらずそうしとったから、こら大へんなことだと気がつきまして、これはだれかが議場でいわぬことにはえらいことが始まる。富洲原議員におうかな、一応考えましたけれども、考えてみますると、富洲原議員では発言するかしないか、おそらく発言するものはおらぬということで疑念を持っておりました。と申しますのは林総務部長それから市長、皆学校の隣りでございます。着手したのは先ほど申されましたごとく十二月の下旬と思ひます。私が発見したのが二月の下旬、その間およそ二カ月間はあるのにもかかわらず、一言の発言もいままでも聞かなかったということについて私は疑念を持ったものでございます。富洲原出身の議員は六名ございます。その方々も改造しているかどうかという発言がそれまで市会があってもどなたもいわぬところ見るとどうもくさい。私は、まことに富洲原議員さんに相すまぬのでございますが、私は真実に申します。そういう見地から、南部の浜田議員が適任者だと思ひましたのであります。浜田君に電話して大へんなことや。

実情を調査して市会で発言してくれ、頼んだのは私でございます。そういうことだから一番の元兇は私でございます。そういう建前で、一応、私のいままでもってきた経過を申し述べ、その次に市長の先ほど提案になっております提訴問題について意見を申し述べたいと思ひます。

何がゆえに林総務部長と市長がそばにおって、たしかに、先ほど総務部長がいろいろおるのを聞いておりますと、一月何がしの日に抗議を申し込んでいったと、先ほどの答弁によってよくわかりますが、われわれが気がつく前にこういう事態に陥ったがどうすればいいかということなぜ議会にはからなかったか、これが私のお尋ねしたい一点でございます。

もう一つは、普通の問題なれば何も重要視する必要はございませんけれども、田中勝君があれば強硬に市長、助役その他の方々の理事者に半日をついやして突き上げたぐらいの重大な問題であることはよく頭に残っておるはずと私は思ひます。

それにもかかわらず二カ月、私が突く間だまってこれを発表もせぬ、われわれがそこでいいたいのは、私が突く前に、議会を招集して、実はこういう重大な問題が起きているわれわれの手落ちであつたけれどもどう処置したらいいか、われわれの突く前に発言されたらわれわれはこんなにきびしく迫らなくてもいいかと私は存する次才でございます。私が一番問題とするのはこの点でございます。よもや知らなんだとはいえぬと思ひます。もうあとのまつりで、なぜしたかと私は強硬には突きませぬけれども、答弁もしていただかぬでもけ。こうです。

次にもう一つは、この浜田君が日程外質問でやって、その直後の晩にすぐ向こうのほうへ連絡ができております。私のところへあけてその次の日に川村賢治君がなんとかしてくれといっておみえになりました。が、私は留守でございましたので会うことができず、その翌日に来てくれと連絡しました。そのときにるる申されることをお聞きしたのであります。私が申しましたのは、君たち不届きやないか、立ち退きの安い学校を買ってそれでいすわるつもりでいるのか、それには相当な根拠があるだろう、君らいえと、相当な根拠があればおれが市長に食い下つてみようけれども、ただ何がなしに居ずわること不届き千万やないか。君らがそういうつもりやったら徹底的にやめてやるからそのつもりでおれ、私は強硬にいうたものでございます。私が強硬にあんまりいうもんでございますので、賢治君が見えて、私のすぐの兄貴がいま東京へ行っておりまして、そういう強硬にやらなければならぬ理由があるかもわかりませんで兄さん帰ってきましたら後刻伝えて御協力をお願いしますというて、私のほうへは二度と来ませんが、市長何か言質を与えたんじやないかと。そのとき直感いたしましたのは、この市長はうまいこというてなんか口実を与え

たもんで、五百万くらい投資したといっておりましたが、五百万もかけてやることを、だれが見ても不法行為に五百万円も投じるといふことはなんか根拠があるとにらんだものでございます。根掘り葉掘りいたしましたけれども、私は分りませんで、兄さん帰ったらと申しておりながら来ぬところを見ると、市長はやはり内諾を与えておらなんだと私の疑念は晴れたものでございます。それから実際申し上げますと、方々私も探索いたしましたけれども、市長の悪いところはなく私の負けてございました。要は、なぜそれまで押しつめていったかと申しますと、先ほど二宮助役がおっしゃられましたごとくに、これが不問に付されれば強い者勝ち、市の所有物でも強い者が勝つというふうなことになるれば市政上悪例を残す、これが私が一番心配した点でございます。幸い市がうまく切り抜けられれば問題はございませぬけれども、なんとかして不法なことをやったやつには、市がこれに折れたような行動をとったのちまでも市政に悪影響を残す、これだけが私の頭に残ったことでございますので、浜田君にも頼み皆さんにもいうてなんとかしてやってやろうという気持ちでございました。あいにくという失礼な言葉でございますけれども、市長に悪い点がなかっただけ私は認めております。これはこれで終りますけれども、次に提訴問題でございます。

先ほどの浜田君と大谷君の御意見とはちよっと私は反対になりますので、お二方には相すまぬと思っております。先ほどの御両君の話でいきますと、いま一応話し合いをしてというおことはでございますけれども、話し合いするということは、これまで二宮助役のおことばによりましてあらゆる手を尽されたことはよく了解できるのでございます。で、もう一度話し合いをするということは不可能に等しいし、もう一つ私が心配いたしますのは立ち入り問題でございます。これをべんべんとして提訴をおくらかしたあかつきには、入居問題が発生してきます。あすの日にも二十人も人を入れてやったら、おそらく裁判には勝ってもこの解決に時日を相当要すると思っております。なんとか打つだけの手は打って、あとで話し合いをされる、されぬは、これは別問題でございます。きょうはこの場において

市長提案をさそく認め、その上で入居という問題を早くとどめていたなければ勝っても市の負けになると考えるものでございます。そういう見地におきまして市長提案のこの提訴問題を本日ここにおいて承認することを私は意見として申し上げる次でございます。(平田市長「議長」と呼ぶ)

○議長(山本三郎君) 山口議員、答弁いたしますか。(山口信生君「いりません」と呼ぶ)
ほかに……(平田市長「私に関するところがございましたので、市長の身分に関することで申し述べたいと思っております」)

答弁の必要は認めません。(「関連」と呼ぶ者あり)

○鈴木愛次君 従来の建設業者の入札というものが、いつも行なわれておるのは、旧建物のある場合には新しい建設と旧建物とを合せて入札をされておることが例になっておりますが、そこでやはりそういう建物を同時に入札ということは、建っておる建物が非常に高い。それで勢い業者は相当の利益があればこわしまして他に売りますけれども、利益がないという、つい建った姿で他に少しでも高価に売ろうという意思があるところ、多少転売の欠点があるんじゃないかと思っております。入札の場合にできうれば建設、売却、この二つを切り離して実施されたらどうかという点のような考えを持っておりますが、同時に契約の内容においていささか過去において不備があるんじゃないかという点を申し上げたいと思っております。この一例を申し上げますと、三滝中学校の例でございますが、これは昨年の九月に完成を見まして移転は九月にいたしております。ところが建物の撤去が非常に遅れまして当時二つの建物がありました、一つは撤去するが、もう一つはアパートに改築する。小学校の敷地の中に中学校がありましたので、一応、土地が広いのでアパートに改築してそのまま居ずわるといふような話がございまして、当時三滝中学校の土地というものはあの付近の零細な農民の持っておる土地でございます。学校の敷地であるというのでまげて提供いたしま

して、その当時、村会の議決に際しましても三滝中学校が他に移転した場合にはそれを必ず地元民に返すという一札のもとにその地区の住民は協力をいたしたのであります。ところが十一月になっても十二月になっても撤去をしないということで、地元民から、市へアパートにするという話があるので、すみやかにこれが撤去方について申し入れがございましたので、さうそく当時の責任者である監理課長にこれはどうか、どういう条件で、どういう契約書によってなされておるか、その契約書を見せよと申し出ましたところ、その契約書には撤去は三カ月前後、しかも「後」という字が入っておる。必らず撤去というものは期限を当然何月何日限というようにすべきが当然であるにかかわらず三カ月前後、この二つになっております。そういうようなことが、そういう契約書が将来のそういう撤去についてもいろいろの問題をかます原因になるんじゃないか、かように思われますので、そういうような点について今回の提訴を契機にしましてそういうようなことについて理事者側で何かお考えがあるならお漏らしを願いたいかように思います。

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

たしかに鈴木議員さんの御指摘になるような面も過去におきましてはあったのではないかというような反省をいたしております。でございますので、将来こういような問題に関連することにつきましては十分配慮いたしまして契約その他においても疑念の起らないような処置をいたしたいと覚悟いたしておりますので、よろしく願いたいと思います。（鈴木愛次君「了承」と呼ぶ）

○議長（山本三郎君） 暫時休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後三時五十分再開

○議長（山本三郎君） 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

○山口信生君 先ほど私が

たんでございます。あのとときの空気から察するとうちもそう思うた。と申しますのは、二カ月も三カ月もがんがん音がしておるのに知らなんだということに対してそう思ったのであります。取り消しいたします。

○議長（山本三郎君） 山口議員から富洲原議員云々の件、取り消しの申し出がありましたので了承いたしましたと思えますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山本三郎君） それではそのように決定いたします。

○山中忠君 先ほどの山口議員の質問に関連しまして、私もほぼ同じ意見を持っておりますので、一点お尋ねしてみたいと思えます。

われわれはむしろこれは理事者に議会側からはっぱをかけて裁判に訴えてでも白黒をつけてみたいという要望があつて、市長もまことに恐縮され、その結果が今日の提案になったと思いましたが、私もこれを了とするものであります。先ほど山口議員が申されましたが、裁判には、先ほど杉浦さんからいろいろ承わって、まず勝てるだろうというようなことも聞きましたので、私はしろうととしても負けることはなからう、負ける裁判なら天下の笑ひ者になってすべきではないと思えますが、さすれば、いま時間を非常にかけて貸しておると、相手は、きょうも見せてもらったように刻々と完成に近づいておる。ここに山口議員がいわれました入居の問題が必ず出でくる。いかに裁判に勝っても

入居問題に困るのやないかと思ひますので、なお一層私は拍車をかけて、そうしてこの実現の解決に一日も早く手を打っていただく。たとえほかに方法を法的に調べてみても立ち入り禁止の日が遅れるならば、一時あの工事をやめていただくというようなことを研究してもらって、話し合いもけっこうでございますが、私は時間のかかるような話し合いだったら絶対に反対してみたいと思ひます。

○議長（山本三郎君） お諮りいたします。このへんで質疑を打ち切り議案に対する採決を行ないたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」「議長」と呼ぶ者あり」

○大谷喜正君 重ねて要望しておきます。

相手も相当の知者でありますから、本質的な問題では勝つことができても、別の問題において市当局の特に理事者各位が御迷惑を受けられないように万全を期して本問題に取り組んでいただきたい、これだけを私、理事者の立場にも議会の議員からいってもそのように自重することを要望しておきます。

○議長（山本三郎君） それではそのように決定いたします。

日程才二、議案才六十八号を原案どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山本三郎君） 御異議なしと認めます。よって議案才六十八号は原案どおり可決確定いたしました。以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので会議を閉じ、臨時市議会を閉会いたします。

午後三時五十分閉会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき左に署名する。

四日市市議会議長	山	本	三	郎
署名議員	山	中	忠	一
同	柴	田	繁	一